

残高別金利型普通預金に関する特約

残高別金利型普通預金については、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、普通預金規定（または総合口座取引規定）における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1【残高別金利型普通預金】

残高別金利型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、SMBC ポイントパックの利用者に対してのみ提供するものとします。

2【利息】

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日にこの預金に組入れます。
- (2) 利率は毎日の最終残高に応じた当行所定の区分（以下「残高区分」といいます。）ごとに当行が定めるものとします。なお、残高区分および利率は金融情勢等に応じて変更します。

3【通帳発行形態の選択・変更】

- (1) この預金口座の利用にあたっては、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は変更することができるものとします。
- (2) この預金口座を通帳不発行方式にする場合（通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます。）当行は所定の基準に基づき、預金者がこの預金口座と同一の取引店で利用している貯蓄預金等のその他の預金口座についても通帳不発行方式に変更することができるものとします。また、この場合に通帳不発行方式に変更するその他の預金口座は当行の任意とします。通帳不発行方式に変更される預金口座を確認のうえ、この預金口座を通帳不発行方式とすることをお申し込みください。
- (3) この預金口座およびその他の預金口座を通帳不発行方式に変更する場合には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに当店に提出してください。
- (4) この預金を通帳不発行方式から通帳発行方式へ変更する場合は、この預金および前記(2)により通帳不発行方式に変更した預金口座について通帳を再発行するものとし、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。また、前記(2)により通帳不発行方式に変更した預金口座については、この預金口座またはこの特約が解約された場合も同様とします。

4【通帳不発行方式の場合の特約】

- (1) この預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 通帳不発行方式の預金については、定期的なお取引明細の送付等はありません。
- (3) この預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。また、前記 3(2)に基づき通帳不発行方式に変更した預金を払戻すときまたは解約するときも同様とします。
- (4) 前記(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

5【この特約の解約】

普通預金規定（または総合口座取引規定）に定める事項のほか、次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなくこの特約を解約することができるものとします。この特約

が解約された場合、解約日より普通預金規定（または総合口座取引規定）のみがこの預金に適用されるものとします。

SMBC ダイレクトが解約された場合

SMBC ポイントパックが解約された場合（SMBC ポイントパック規定の定めにより、SMBC ポイントパックが解約された場合を含みます。）

この特約に違反した場合

以 上